

人事委員会規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏

人事委員会規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第二事務委託市町村の項中「中学校」校長、教頭を「中学校」校長、教頭に改め、同表備考を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。